せたな町

議会だより

［表紙写真］
　４月２４日（日）に愛知県豊山町で豊山町町制５０周年記念式典が行われました。
　せたな町と豊山町は友好交流都市協定を結んでいるため町長、議長が出席しました。

第１回定例会 …… Ｐ２～４
一般質問 …… Ｐ５～15
委員会レポート・臨時会 …… Ｐ15～18
政務活動費執行状況 …… Ｐ19
議会の動き・編集後記 …… Ｐ20

２０２２．５　No. 67

令和４年第１回定例会が３月２日から１８日まで行われました。
令和４年度予算案については修正議案を可決。
その他補正予算、条例の改正等の議案審議を行い、全て原案可決となりました。
審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和４年度予算

		令和４年度予算	令和３年度予算	前年比
一般会計		85億643万5千円	82億3,440万9千円	2億7,202万6千円
特別会計	国民健康保険事業	12億6,522万5千円	12億9,069万8千円	△ 2,547万3千円
	後期高齢者医療	1億7,068万7千円	1億6,389万2千円	679万5千円
	介護保険事業	10億8,995万8千円	10億5,087万4千円	3,908万4千円
	介護サービス事業	6,998万9千円	6,048万9千円	950万円
	簡易水道事業	3億2,563万4千円	3億811万7千円	△ 5,547万3千円
	営農用水道等事業	1,569万7千円	1,903万7千円	△ 334万円
	公共下水道事業	3億8,509万2千円	3億9,141万5千円	△ 632万3千円
	漁業集落排水事業	3,678万6千円	2,205万2千円	1,473万4千円
	風力発電事業	4,629万6千円	4,134万円	495万6千円
病院事業会計（収益的収入及び支出）		12億3,241万9千円	12億4,470万6千円	△ 1,228万7千円
病院事業会計（資本的収入及び支出）	（収入）	839万7千円	2,078万5千円	△ 1,238万8千円
	（支出）	1,693万3千円	4,095万5千円	△ 2,402万2千円
合計		131億6,954万8千円	128億8,876万9千円	2億778万9千円

社会福祉協議会運営事業補助金を全額、減額修正案を全会一致で可決。
除く原案については賛成多数により可決されました。

主な新規事業

◎ビニールハウスＩＣＴ実証試験事業
予算額　７２４万７千円
スマート農業の普及に向け、センタービニールハウスにおいて、温度・日照など環境モニタリング並びに温度調節、潅水などの自動化・遠隔操作の実証試験を行うものです。

◎秋サケ資源増大対策事業施設整備補助金
予算額　１０００万円
ひやま漁業協同組合が運営する檜山サケふ化施設に係る採卵室の整備やサケ稚魚の安定的な生産・放流を行うための施設改修に資するものです。

◎町道照明改良事業
予算額　３１００万円
道路照明灯具をＬＥＤ化することで消灯対策、省電力化、長寿命化を図るものです。

◎太田地区避難所設置工事
予算額　２２５万５千円
太田地区の避難場所を旧保健福祉会館跡地へ変更することにより、より近くの避難場所ができることで町民の災害時における安心、安全のための整備を図るものです。

◎学校施設整備事業
予算額　１８９万３千円
北檜山小学校の遊具（ブランコ）の老朽化による更新を行うものです。

令和３年度補正予算

会計名		今回補正額	補正後の予算額
一般会計（第10号）		2億2,155万5千円	92億751万円
一般会計（第11号）		300万円	92億1,051万円
特別会計	国民健康保険事業（第２号）	△ 2,440万7千円	12億6,143万8千円
	国民健康保険事業（第３号）	137万5千円	12億6,281万3千円
	後期高齢者医療（第２号）	△ 38万6千円	1億5,873万9千円
	介護保険事業（第４号）	2,619万6千円	10億9,620万2千円
	介護サービス事業（第３号）	△ 99万円	6,027万9千円
	簡易水道事業（第２号）	△ 948万6千円	3億601万3千円
	簡易水道事業（第３号）	224万9千円	3億826万2千円
	営農用水道事業（第３号）	△ 161万5千円	2,324万1千円
	公共下水道事業（第２号）	△ 926万6千円	3億8,419万8千円
	漁業集落排水事業（第１号）	△ 130万円	2,075万2千円
	風力発電事業（第３号）	1,000万4千円	6,660万3千円
病院事業会計（収益的収入及び支出）		△ 867万3千円	12億5,889万2千円
病院事業会計（資本的収入及び支出）	（収入）	127万7千円	2,206万2千円
	（支出）	△ 73万1千円	4,222万4千円

補正の主な内容

◎一般会計補正予算（第10号）
公共施設整備基金、生活交通確保対策基金への積立金やデマンドバス運行事業補助金などによる増のほか、各種事務事業の執行による減です。

◎一般会計補正予算（第11号）
大雪に伴い、町道等の排雪車両借上料の増です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
療養給付費の精査や各種事務事業執行による減です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
国保病院事業会計操出金の追加による増です。

◎後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
各種事務事業の執行による減です。

◎介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
居宅介護サービス給付費負担金の追加などによる増です。

◎介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）
各種事務事業の執行による減です。

◎簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
水道メーター器購入の執行残や各種事務事業の執行による減です。

◎簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
消費税及び地方消費税の追加による増です。

◎営農用水道等事業特別会計補正予算（第３号）
各種事務事業の執行による減です。

◎公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
各種改修工事等の執行残や各種事務事業の執行による減です。

◎漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
各種事務事業の執行による減です。

◎風力発電事業特別会計補正予算（第３号）
風力発電事業基金への積立による増です。

◎病院事業会計補正予算（第３号）

・収益的収入及び支出
不採算地区病院運営費負担金や国民健康保険直営診療施設運営事業補助金などによる増です。

・資本的収入及び支出
医療機器購入の執行残による減です。

条例

◎せたな町犯罪被害者等支援条例について

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図るため、本条例を制定しました。

◎せたな町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業等の取得要件の緩和及び勤務環境の整備を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町長等の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町職員の期末手当を改正するため。本条例の一部を改正しました。

◎せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町ことぶきの家条例の一部を改正する条例について

未利用施設となっている貝取澗ことぶきの家を廃止するため、本条例の一部を改正しました。

◎せたな町平浜会館条例を廃止する条例について

未利用施設となっている平浜会館を廃止するため、本条例を廃止しました。

◎せたな町大成野営場条例を廃止する条例について

施設の安全面及び老朽化により施設を廃止するため、本条例を廃止しました。

その他

◎指定管理者の指定について

管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、次の2施設について指定管理者を指定しました。

一、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

有限会社　ケアステーションせたな

瀬棚区本町456番地

・指定の期間

令和4年4月1日から

令和7年3月31日まで

二、せたな町営牧場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地

新函館農業協同組合

北斗市本町1丁目1番21号

・指定の期間

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで

◎人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了に伴い、次の方を推薦することについて議会としての意見を求められ適任として答申しました。

・北檜山区丹羽

・本田（ほんだ）　孝行（たかゆき）　さん（70歳）

・北檜山区若松

・本間（ほんま）　久代（ひさよ）　さん（70歳）

・北檜山区豊岡

・井上（いのうえ）　義章（よしあき）　さん（61歳）

一般質問

4人の議員から一般質問があり、町長に答弁を求めました。

「水田活用の直接支払交付金」の見直しが町の農業に与える影響とその対策について

横山一康 議員

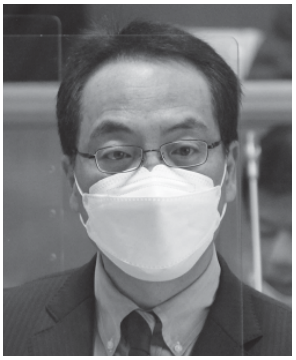

質問

水田活用の直接支払交付金は水田に牧草や大豆、飼料米などの作物を作付けした場合、作物に応じて10アール当たり2万円から10万5千円の交付金が支払われる制度でこの度、大幅な見直しが国から示されました。しかし唐突な政策の見直しは、現場に大きな不安と混乱を招く恐れがあります。この制度の見直しは、水田の転作率が高く、高齢化や後継者不足、米価の下落等の課題を抱えた我が町の農業に与える影響は計り知れず、交付金の減額の他、農地の売買価格や賃借料、土地改良区の賦課金等、数多くの影響が考えられます。

町として制度の見直しが与える影響を整理し、農家や関係団体とともに対策を講じる必要があると考えます。以下の点について伺います。

①新年度制度の見直しが農家に与える影響を伺います。

②今後制度の見直しが町の農業に与える影響を伺います。

③現時点での町の対応を伺います。

答弁 町長

水田活用の直接支払交付金見直しについては、昨年末に農林水産省から突然示されました。当交付金は生産者の経営安定に重要な財源であり、現場では今後の経営への影響が不安視されていると認識しています。

①制度の見直しが農家に与える影響ですが、令和4年度からすぐに影響が出るものとしては牧草の収穫のみを行う場合、交付単価が10アール当たり2万5千円減額の1万円に引き下げられます。令和3年度の当交付金対象農地における牧草作付実績は111戸、360ヘクタールであり、総額9千万円の減額となるので、牧草を作付けしている生産者に大きな影響があるものと考えています。ただし当町をはじめ道内各市町村からの意見、現況を北海道で汲み取って頂き、北海道農業再生協議会では産地交付金全道枠において牧草交付金減額の激変緩和措置として、令和4年度限定ですが10アール当たり5千円以内の助成が検討されており、少しですが影響は緩和されるものと考えます。

②今後、制度の見直しが町の農業に与える影響ですが、今後5年のうちに水張りをしない水田は令和9年度から交付対象とはならない予定です。そのことにより受取交付金の減少やブロックローテーションを取り入れるための施設整備などの生産コストの増加、生産の目安を守らない生産者が出てきた場合の主食用米作付け増加に伴う米価への影響が考えられます。また水張りを諦め畑地化をすることにより、経営者はもちろん各関係機関などへの影響も生じてくることとなり離農や担い手不足、耕作放棄地の増加など本町農業振興に影響が出てくる

ことを危惧しています。

③最後に現時点での町の対応についてですが、昨年末に当交付金見直しが示されて以来、的確な情報収集に努めてきましたが、ある程度国の方向性も見えたことから、本年２月２日に農協、土地改良区、農業委員会などの関係機関と情報交換の場を持ち、生産者や町、各関係機関に与える影響や課題などを整理し、今後も協議を重ねていくことを確認しました。また２月22日には、北海道農政事務所函館地域拠点の職員を招き、町内生産者や各関係機関へ水田活用の直接支払交付金見直しに関する説明会を開催し、多数の生産者が参加するなか情報提供を行い、今後の営農に向けて活発な意見交換をしています。

今後は令和４年度以降５年間の内に、該当転作田での水張りが可能なのか個々に調べる必要があります。そこで作付け調整を行うせたな町農業再生協議会を中心に、令和４年度中に当交付金対象生産者に聞き取り調査を実施し、また生産者並びに各関係機関と連携を密にしながら情報交換や地域課題の洗い出しを進め、国や北海道に当交付金見直しにおける当町の課題をしっかりと伝えていきたいと考えています。

また現在町では令和５年度から始まる第２期農業振興ビジョン策定作業を進めていますので、当交付金見直しに関わる影響も考慮しながら、そのビジョンの中で町として進むべき農業方針を示したいと思います。

再質問

この問題は短期的な視点、中長期的な視点で考えるべきだと思います。

短期的な視点です。転作田で牧草を作付けしている方は３万５０００円から１万円に下がることへの対応です。

次に中長期的な視点。賃借料や農地の売買価格の問題が今後、表面に出てくる可能性が高くなると思います。休耕田を借りて牧草を作付けしている方々から「新年度の賃借料どうしたらいいか」という相談が農協や農業委員会に寄せられていると聞いています。適切な対処をしないと基幹産業である農業に大きな不安や混乱を招きかねないと思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。３点伺います。

①道の再生協は牧草への激変緩和措置を講ずると打ち出しました。町としてさらなる対策をする考えがあるか。

②賃借料や売買価格に対する町長の考え方を伺います。

③関係団体と連携したワーキンググループを立ち上げ、対策にあたる予定はあるか。

再答弁　町長

①まず町としての対応ですが先ほど答弁差し上げましたとおり、北海道農業再生協議会において激変緩和措置が検討されているので、それを活用するとともに、実情に合わせて当町農業再生協議会においても定める産地交付金地域枠で、牧草への支援を調整できるようお願いしていきたいと考えています。

②農地の価格あるいは賃借料への影響も出てくると思っていますが、現在、転作田として借り受け、牧草を生産している生産者からの賃借料が負担となるといったような声が上がっています。農業委員会の賃借料情報の範囲内で、賃貸者、賃借者間の相対で契約していますので、これまでどおり農業委員会の許可内容を尊重させていただきながら契約を進めることになると思います。いずれにしましても影響が大きいということが考えられますので、町としてもしっかりとそうした動きを注視していきたいと考えています。

③議員からワーキンググループという提案もございました。これらにつきましても各関係機関と相談をさせていただいて、しかるべき対応をさせていただきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

高齢化進む中、今後の除雪サービス事業のあり方について

質問

せたな町総合計画ではいつまでも健康に暮らせるまちを基本目標の一つに掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを福祉政策の基本理念として施策が展開されています。除雪に関しては、自力で除雪が困難な高齢者の方々に除雪費用の一部を助成し、在宅の高齢者が安心して生活できるよう支援しています。

しかし、近年サービスを提供する方々の不足や高齢化、助成の方法など様々な課題も出てきています。事業充実のため数年に一度、事業の見直しをかけニーズに合った形で事業展開をしていますが、前回の事業見直しから相当な時間が経ち高齢化率の上昇、人口構造の変化等から見直し時期が来ているものと考えます。

これからも高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らすために除雪サービス事業をどうお考えになるのか伺います。

①除雪サービス事業の実績と課題を伺います。

②課題解決に向けた取り組みを伺います。

答弁　町長

①除雪サービスの実績は本年度、現時点で北檜山区112件、大成区66件、瀬棚区46件の合計224件、約500万円の助成を実施しております。近年では、利用件数がやや減少傾向ですが、毎年200件以上もの除雪サービスを必要とされる方がおられると認識しております。議員おっしゃるとおり高齢化率の上昇、人口構造等の変化から町としても見直しを検討する時期に来ていると考えており、サービス調整会議において、過去からの経緯や課題などを現在、整理している段階です。

また最近では、利用者から「掻き手が見つからない」との相談が増えており、担当課では掻き手の確保に相当苦慮していることから、今後の掻き手の確保が最大の課題であると認識しています。

②課題解決に向けた取り組みですが、先ほども申し上げましたとおりサービス調整会議で過去からの経緯や課題などを現在整理している段階ですが、今後の掻き手の確保のため、また町としてどのような役割を果たすことができるか、現在、利用者と契約されている掻き手の方々、町内会の方々、それから利用されている方と現状や課題など意見交換させて頂き、検討させていただきたいと思います。

再質問

町長から掻き手不足ということが最大の課題だとお聞きして、そこは私の認識と一致しています。また、解決に向けた取り組みも、利用者、掻き手、町内会等々と意見交換をやっていくということでしたので、その方向性で進めて頂きたいと思います。

しかし、ここまで高齢化率が高まった我が町においては、行政が音頭をとり、全国の先行事例調査や町内の現状と課題を早急に把握し、来るべき冬に備える必要があると考えますが、町長の考え方を再度伺います。

再答弁　町長

この問題は、自助、共助、公助がしっかり連携しなければ解決しないものと考えています。掻き手の問題につきましては、掻き手を増やすことができるのかどうか、あるいは増やせないとしたら少ない中でどういった対応が可能かというようなこと。そういったことも含めて、いただいたご意見も踏まえ、利用者、地域の方々、あるいは除雪をされている方のご意見を聞きながら、どのような解決方法があるのか検討をしていき考えています。

独居高齢者世帯等の緊急時の対応について

平澤　等　議員

等に対応された緊急通報装置が設置されておりますが、今後の対応・対策について3点伺います。

①現在の設置使用状況は

②これからの対応策は

③設置要件に該当しない設置希望者への対応は

質問

先般の国勢調査のまとめによると、せたな町の居住人口は7398人、うち65歳以上が3483人（人口比は47.1％）となっており、単独世帯は772世帯と報告がありました。

昭和の団塊世代がこぞって後期高齢者を迎える現状の中で、各々の健康管理について不測の事態に対処できる生活環境を整えることが肝要と考えます。

現在、本町において高齢者町高齢者等安心見守りネットワーク事業実施要綱により、町内に登録ある事業所など386団体、道新檜山会、コープさっぽろ、町内郵便局との協定により高齢者等安心見守りネットワークが既に構築されています。

また、民間の有料サービス利用の方もおり、町は引き続き、健康状態や心身状態から日常生活に支障のある世帯などに、緊急通報機器の設置と高齢者等安心見守りネットワークを利用してまいりたいと考えています。

答弁　町長

①緊急通報機器の設置台数は北檜山区26台、大成区14台、瀬棚区10台の計50台設置しています。在庫は12台保有しており、その対応年数は10年で単価は7万円程度で毎年度計画的に更新しています。

②平成28年制定されたせたな町高齢者等安心見守りネットワーク事業実施要綱により、町内に登録ある事業所など386団体、道新檜山会、コープさっぽろ、町内郵便局との協定により高齢者等安心見守りネットワークが既に構築されています。

また、民間の有料サービス利用の方もおり、町は引き続き、健康状態や心身状態から日常生活に支障のある世帯などに、緊急通報機器の設置と高齢者等安心見守りネットワークを利用してまいりたいと考えています。

③機器の設置要件は、おおむね65歳以上で援護を要する高齢者世帯や、重度心身障がい者世帯、日常生活に支障のある世帯等対象範囲を広く定めており、サービス検討会議で必要性を判定しております。

再質問

健康や心身に異常が発生した緊急時の対応については、災害の場合と同じく、自助、共助、公助対応が重要と思います。

おおむね65歳以上の高齢者を対象とした対応措置はある程度理解できますが、対象外の町民で同居家族が複数の場合であっても、各々の仕事などで単独になる場合も多々想定されます。不測の事態に遭遇した際には、緊急通報機器設置が安全・安心に有効と思います。対象外の町民であっても、設置希望の取りまとめや推進をするべきではないか。

再答弁　町長

現在、町では自立した生活をされている方への対応はしていません。しかし、昨今そのような要望が増えているような状況です。また、民間の有料サービスも低価格で実施されていると聞いています。

いまのところ、対象の町民からの希望はありませんが、他町では、緊急通報装置希望者には定額で民間サービスを利用している例もあります。

町として、どこまで対応できるか、さらに何が可能かについて検討します。安心してせたな町に暮らしていただけるよう配慮して参ります。

令和４年度予算編成における行財政改革取組みについて

道高　勉　議員

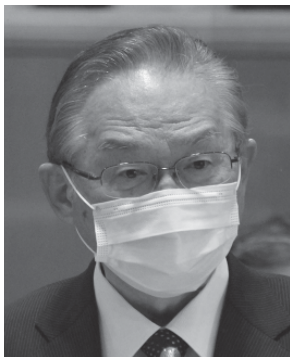

経常収支比率、財政計画との基金運用状況、今年度における町長の目玉政策について。

②令和３年度に策定するとした町行財政改革大綱及び改革推進プランの進捗状況について。

質問

令和４年度の予算編成は、高橋町政５期目の初年度であり、通算で17回目の予算編成方針と思います。

未だに終息の見通しがつかない新型コロナウイルスの影響下の中で持続可能な財政運営を進めていくためにもしっかりとした行財政改革を推進することが不可欠であると考え、２点について伺います。

①令和４年度予算編成における経常経費などの節減状況、経常収支比率は87，５ポイントで依然として財政の硬直化が高いことがわかり、行政改革に取り組みます。

基金運用状況は、令和３年度の対比で、計画では41億６２００万円に対して、決算見込みでは46億４０００万円となり、財政計画より上振りした基金残高を維持できる見込みです。

目玉政策は、継続事業の推進と各分野の必要予算を精査し、バランス良く予算措置をしたところです。

答弁　町長

①令和４年度の経常経費については、総額で61億９８４８万９０００円であり、昨年度と比較して54万６０００円の減で人件費では約６５００万円の減、物件費は普通旅費等で9.2％減、公債費は約３５００万円の減、一方で各施設の維持補修費や地域交通関連経費などの補助費が大きく増加しており全体として減少になっていません。

②現在、今後の行政改革を見越し、令和４年度に策定する準備を進めているところです。

改革推進プランは、行政改革大綱完成後の策定となります。

再質問

基本的に行財政改革大綱は旗印です。町としてのプランニングをきちんと示して、町の取り組む姿勢を令和３年度中にやるべきだったと思います。延びた理由を伺います。

これから改革に取り組むにあたっては、スクラップアンドビルドではなくてビルドアンドスクラップという発想の転換の中で取り組む必要があるのではないかと提言します。

財政調整基金の考え方として、標準財政規模の１割ではなくて１割５分か２割位の貯金が必要ではないかと思いますがその辺の考え方を伺います。

再答弁　町長

行財政改革大綱は、令和３年度に取り組むということは申していません。３年度以降に取り組むという答弁を過去にしました。

経常経費も他の合併町と比較して決して劣っている数値ではありません。コストの削減ばかりではなく、歳入を増やす取り組みも考えていかなければならない。

安定した自治体運営をするためには、ある程度の蓄えが必要です。身の丈に合った行財政運営については、肝に銘じているところです。

再々質問

何が起こるかわからない情勢の中で、令和４年度中には錦の旗の大綱をきちんと策定するということで町長の強い決意を確認したい。

再々答弁　町長

現在、既存の行財政改革大綱に基づいた行財政改革について継続実施しています。

今後、令和４年度に新たな計画を策定したい。

財政計画も令和３年３月に策定しており、これに基づいて持続可能な行財政運営が確保されるように、これからも緊張感を持って、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

自治体ＤＸ推進計画の取組状況について

質問

令和２年12月に自治体の情報システムの標準化、共通化などデジタル社会構築に向けたデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定され、全自治体が令和６年度末までに自治体ＤＸ推進計画を着実に取り組んで行くこととしています。

そこで次の点について具体的に伺います。

①本町におけるこれまでの取り組み状況について

②推進体制として組織体制の整備、デジタル人材の確保、育成などや重点取り組み事項として６項目が掲げられていますが、取り組み目標時期や組織体制の整備・業務改革などについて

答弁　町長

①国の示す自治体ＤＸ推進計画に基づき、マイナンバーカードを用いてオンライン手続きを令和４年度末までに可能とするように、子育て関係15件など国が町に求めている全手続き27件についてオンライン化を進めているところです。

②自治体の情報システム標準化等については、令和７年度末まで遅延なく取り組みを進めているところです。

自治体の行政手続きのオンライン化は、令和４年度内のサービス開始に向けています。

自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用促進は、業務の効率化、業務プロセスの見直しなどを進めていきます。

テレワークの推進は、当町においては令和２年度に環境整備をしました。

セキュリティ対策の徹底については、ガイドラインを踏まえて、せたな町行政情報セキュリティポリシーを策定しており、セキュリティ対策を講じています。

今後においては、デジタル人材の育成や確保に努め、業務改革を進めます。

再質問

我が町として地域全体のデジタル化をどう進めていくかというのは大きな行政課題の一つであると思います。

基本的に令和４年度から７年度末の４年間におけるせたな町版のＤＸ推進計画を策定するという考えがあるかどうか伺います。

デジタル化によりペーパーレスが急速に進み経費削減にもつながるが、デジタル弱者への対応策についてもしっかりととっていただきたい。

再答弁　町長

町は行政手続きの抜本的なオンライン化やワンスットプ化、手続きの簡略化、対面主義からの脱却、オープンデーター化の推進などを今、実現しようという取り組みです。

町民の皆さんにそういったサービスを提供するため、ＤＸ推進チームを作りながらしっかり対応していかなければならないと思っています。

また、町民の皆さんに利用していただくために広報活動や必要な人材の確保を進めて他町に遅れをとることなく、しっかりと対応していきます。

再々質問

せたな版のＤＸ計画は、きちんと策定して議論していかないとならないと思います。

「業務の改革」この業務がこういったものがあるんだと見える化した中でデジタル化をどうするか、その作業は大変だと思っています。

本当に今の組織化でいいのかということも全体的なことを考えながら取り組んでいただきたい。

再々答弁　町長

当然、ＤＸ推進チームというようなものを作りながらしっかり対応していきます。

また、町民の皆さんに利用していただくために、広報活動もしてまいります。

町職員のパワーハラスメント防止対応について

質問

令和元年5月に労働施策総合推進法が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられました。この点を踏まえて次の3点を伺います。

①本町職員に対するパワハラ防止対策としての具体的取り組みについて

②職員個々へのパワハラに関するアンケート実施の有無について

③パワハラに関わる懲戒処分基準の明確化について

答弁　町長

①職員の資質向上とハラスメントの知識取得を目的に、平成30年9月に講師を招へいして研修を開催した他に、衛生管理担当者はセミナー等を受講し、知識の取得と共有を図り対策を講じているところです。

②せたな町職員のハラスメント防止等に関する要綱に基づき、総務課にハラスメントの苦情相談窓口を設置しているほか、直属の上司や所属長に対しても苦情相談をできる体制を取っています。

アンケートの実施について今後、検討していきます。

③せたな町職員懲戒処分審査委員会規定に則り運用しておりますが、それらに対応した規程に改正していきます。

再質問

やはり弱い職員の立場からすると、パワハラは上司から部下のほうにというものです。苦痛を受けている職員からするとなかなか言いづらいし、耐えることしかないと思う。職員がそういった環境にもしあるとすれば、本当に痛ましいことだし、避けなければならない。深刻にならない時点の中で抱えている職員について、しっかり取り組むべきではないかと提言申し上げたい。

正職員ばかりではなく、任用・臨時職員に対してもパワハラを受けることがないように対応策が必要でないか。

再答弁　町長

パワハラはなかなか外部から発見しづらい、周りが気がつかないという状況も多いと聞いています。

現在、職員が悩みや病気などの事案に対して内面的に苦しんでいる方に、相談あるいは解決出来る体制を整えているところです。

これから勉強させていただいてより効果的な対応ができるように取り組んでまいります。

再々質問

パワハラはあってはならない。研修・相談はやっているということですが、実態はどうなのか。できれば令和4年度中に一回何らかの取り組みを町長の考えで検討していただければと思います。

再々答弁　町長

パワハラの実態について、できるだけ早く把握を進めて職員が良い環境で、しっかり自分の力を発揮して仕事が出来るような環境整備に取り組んでいきます。

瀬棚区における営農用水道及び、簡易水道に関する今後の対応策と事業計画について

菅原義幸 議員

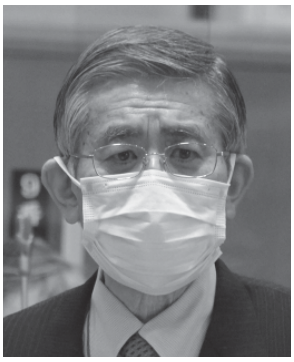

質問

瀬棚区における営農用水道と簡易水道の経年劣化による事故が毎年連続的に発生しており、現状での維持管理は限度に近づいています。今後の対応策と事業計画を伺います。

答弁 町長

令和7年度から道営農村整備事業により、瀬棚区営農用水道の更新整備を予定しています。

経年劣化による配水管の漏水・断水が生じ、皆様に迷惑をかけることも多くなっていますが、漏水を未然に防ぐため日常の監視の徹底や、老朽化した配水管の更新を計画的に進めています。

今後の計画については、水道事業の公営事業会計への移行にあたり、耐震化や効率的な施設整備など課題を整理し、施設更新計画を策定することにしています。

再質問

計画作成の年度はいつ頃ですか。急ぐようにしてもらいたいと思います。

再答弁 町長

公営企業移行後、計画的に将来の財政状況を考えながら進めていきたいと考えています。時期については今のところ未定です。

通院用バス代の無料化と、北檜山区のまちなかバスの試験運行について

質問

①デマンドバスの導入に伴って通院バスを廃止する場合は、通院用バス代金の無料化を全町的に導入することを求めます。

②昨年度好評を得た北檜山区のまちなかバスの試験運行を、引き続き実施すべきではありませんか。

答弁 町長

①町内には公共交通空白地域がまだ多く、できるだけ早くデマンド化を進めていきたいと思います。

無料化については、そのあとに検討したいと思っています。

②本事業は、コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して、町内交通事業者の支援を第一の目的としながら、町の経済活性化も狙って実施しました。好評もいただきましたが、不評な声もいただいており、しっかりした制度設計等が必要だったと分析しています。

令和4年度からは北檜山大成間のデマンド化に取り組みたいと考えており、その後交通空白地域等の対応を検討したいと考えています。

再質問

①デマンドバスの導入に伴う通院バスの廃止によって、デマンドバスでの料金支払いを迫られるという問題があります。これを、通院者の場合、無料にする制度を全町に導入してはどうかという提案をしているのです。今の流れは、逆行しているように思いますので検討を求めます。

②制度設計が必要だというのであれば、試験運行を継続すべきではありませんか。コロナの経済対策として試験運行をしたという町長答弁ですが、高齢者の福祉政策として行ったものではありませんか。

再答弁 町長

①デマンドバスの運行によって路線バス運賃の大幅な負担軽減を図る事を目的にして進めており、これを先行したいと思います。

無料化についてもやらないと言っておりません。デマンドバスの目処が付いてから、考えなければならないと思っています。

②まちなかバスは、コロナ対策の交付金を使っていることをご理解いただきたいと思います。

再々質問

②コロナ対策の予算でやったことを理由にして試験運行を止めてしまわずに、違う財源で継続すべきです。

まちなかバスは、経済対策と言うよりも、高齢者の足の利便という福祉が大事な問題です。

試験運行は、回数を重ねることによって、よりよい体系を作り上げるところに意義があるのであって、中断する必要はないと思います。

再々答弁　町長

①デマンドバスについては持続可能な公共交通網の整備が大きな目的です。料金の負担軽減と公共交通網の維持を両にらみして検討したいと思います。

あわび山荘と、温泉ホテルきたひやまの公平な扱いについて

質問

①合併以降のあわび山荘と、温泉ホテルきたひやまに対する町の一般会計からの持ち出し全額に関するデータについて、指定管理料、用地買収、リフォーム、その他に大別した年度別の資料の提出を求めます。

②第1回総務厚生常任委員会に、温泉ホテルきたひやまの長寿命化事業に関する提案がありました。あわび山荘との整合性を伺います。

答弁　町長

①只今配付した資料をご覧下さい。

②両施設とも旧町時代に設置された温浴宿泊施設であり、建設された年代も違う施設です。国民宿舎あわび山荘は、令和元年10月末に用途廃止し、普通財産として民間事業者に無償で貸し付けており、町の運営ではありません。

温泉ホテルきたひやまについては、今後も町が管理する重要な施設なので、支障のないように長寿命化事業によって施設の維持に努めなければなりません。現時点では、両施設を比較できるというものではありません。

再質問

②あわび山荘は、町条例を廃止したから施設改修の対象にしないという答弁です。最初の町長選挙時の高橋貞光後援会だよりには、町の全ての機能を中心地に集めないで欲しい、行政サービスで地域格差がないようにと言う町民の声に、高橋貞光しっかりと対応しますと掲載されています。

町長は、この公約を反故にして、あわび山荘の継続を求める2500人の署名を無視し国民宿舎を廃止しました。温泉ホテルきたひやまの長寿命化を図るのであれば、あわび山荘も同じ扱い方をすべきです。

再答弁　町長

②スクラップ・アンド・ビルドと言うことにもつながりますが、町の形をいい方向に変えていくことは常に考えなければなりません。

あわび山荘についても議会の議決を得ており、貝取澗温泉公社とも充分話し合い合意しました。これについて今の段階で申し上げるものはありません。

現在は民間の経営で行っている施設ですので、きたひやま温泉ホテルと比べることにはなりません。

再々質問

②貝取澗温泉公社と町は、全く意見が一致しませんでした。公社は町の十分な支援なしに経営できないとして町長と意見が対立しており、山荘の廃止で意見が一致したという町長答弁が虚偽であることは、過去の議会質疑でもとりでも明らかになっています。発言を取り消して下さい。公約違反は、大変残念です。

再々答弁　町長

②合併町であるせたな町は、いくらでも出せるというものではありません。旧町からの流れについては、将来を担う若い人方に負担を残すことにはならないので、断腸の思いで決断をさせていただきました。

せたな雅荘の早期再開に向けた町としての責任ある取り組みについて

質問

①前定例会で町長は、1億2500万円の債務負担行為の契約は雄心会・恵福会の合併認可後としていましたが、契約は終了しましたか。

②令和4年度の助成金は、入所者ゼロの前提で3600万円としていますが、入所者があった場合の扱いを伺います。

再質問

①合併新法人が発足するのは令和4年4月1日で、それ以前の債務負担行為契約は無理です。

②入所者の有無に拘わらず、全額を交付することには賛成できません。

度重なる専決処分について

質問

昨年12月15日の専決処分は、違法行為です。地方自治法では、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは専決処分することが出来るとされていますが、この規定には該当しません。町長の動向報告では、12月17日と20日に議会招集が可能であり、12月24日に交付金を支給することが出来ました。違法な専決処分を今後も継続するのか伺います。

新型コロナウイルス感染症防止対策について

質問

①コロナウイルス感染防止は、3密対策・うがい・手洗い・マスクで十分対応できるとする町長見解の訂正を求めます。

②検査キットは、使用期限があるのでいくらでも集めればいいというものではないとした特別委員会での町長発言の取り消しを求めます。

③ワクチン3回目接種の早期完了、無料PCR検査の継続、全世帯規模の検査キットの用意、パルスオキシメーターの手厚い配備、CO2濃度計の購入を求めます。

高齢者・障がい者に対するせたな町の整合性ある福祉政策について

質問

①近くオープンするNPO法人ふれんどが運営する軽度障害者グループホームの建設費補助金は、3300万円の事業費に対してわずか200万円です。新年度に、新規の支援を行う考えはありませんか。

②新規開設のグループホームやすみれなど、NPO法人が運営する施設と、せたな町障害者グループホームのぞみ・瀬棚高齢者グループホームあさなぎ・瀬棚生活支援ハウスかざみどり等に対する町の福祉政策の整合性を問います。

政府の「水田活用の直接支払い交付金の見直し」関する町長の見解と、対応策について

質問

政府の「水田活用の直接支払い交付金の見直し」に関する町長の見解と、対応策について伺います。

政府が今進めている水田活用の直接支払い交付金の見直しは、中止すべきです。交付金をカットするのであれば、

所得補償制度の復活など減収分を補う政策を導入すべきです。歯止めのない輸入自由化と大規模化による家族経営の切り捨てを止めて、持続可能な農政に転換することを国に要求することを町長に求めます。

※菅原議員の4、5、6、7、8項目の一般質問については、議会広報発行要領により、3問目以降200字以内に要約して掲載することとなっており、質問項目は本人が決定しております。

委員会レポート

総務厚生常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和4年2月14日

二、調査項目及び結果

(1)町民児童課所管

・児童福祉施設におけるエアコンの設置について調査しました。

(2)大成支所所管

・せたな町大成野営場の閉鎖について調査しました。

・福祉施設「平浜会館」「貝取澗ことぶきの家」の廃止について調査しました。

・大成町民センター長寿命化改修工事、道の駅てっくいランドトイレ改修工事、太田地区避難所設置工事について調査しました。

(3)財政課所管

・令和3年度普通交付税再算定について調査しました。

(4)総務課所管

・人事院勧告に伴う給与改定等について調査しました。

・せたな町犯罪被害者等支援条例（案）の制定について調査しました。

・ウィズコロナ下における環境整備について調査しました。

(5)保健福祉課所管

・せたな雅荘再開に係る社会福祉法人の合併手続等スケジュールについて調査しました。

・介護従事者確保・定住対策事業助成金交付実施要綱の改正について調査しました。

・高齢者・障がい者に対する入浴料金助成事業について調査しました。

・敬老事業について調査しました。

・せたな町障がい者地域活動支援センター利用に係る今金町負担金について調査しました。

・指定管理者の指定（瀬棚高齢者グループホームあさなぎ）について調査しました。

・瀬棚生活支援ハウスかざみどりエアコン設置について調査しました。

(6)まちづくり推進課所管

・地方公共交通について調査しました。

・テレビ共同受信施設維持管理補助事業について調査しました。

・特定空家等解体工事事業について調査しました。

・空家等対策計画の更新について調査しました。

・友好交流都市交流事業について調査しました。

・地域間幹線系統維持バス導入事業について調査しました。

・地域エネルギービジョンについて調査しました。

・温泉ホテルきたひやまの経営状況及び指定管理料の追加について調査しました。

・温泉ホテルきたひやまのヒ素対策及び長寿命化事業について調査しました。

第2回

一、調査年月日

令和4年4月15日

二、調査項目及び結果

保健福祉課所管

・障がい者福祉施設整備に対する支援について調査しました。

・せたな雅荘再開に係る社会福祉法人の合併手続等経過について調査しました。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和4年1月28日

二、調査項目及び結果

建設水道課所管

・町道山麓通線未処理用地における委員会での今後の取

り扱いについて調査しました。

第2回

一、調査年月日

令和4年2月18日

二、調査項目及び結果

(1)水産林務課所管

・捕獲罠遠隔監視装置購入事業について調査しました。

・トラウトサーモン海面養殖試験事業について調査しました。

・港湾施設詳細定期点検診断業務について調査しました。

(2)農務課所管

・農業振興ビジョン策定業務について調査しました。

・ドローン購入事業について調査しました。

・産業担い手育成条例の一部改正について調査しました。

・指定管理者の指定（せたな町営牧場）について調査しました。

・濁川生活改善センター解体工事について調査しました。

・農業センタービニールハウスICT実証試験事業について調査しました。

(3)建設水道課所管

・町道排水改修事業について調査しました。

・町道付属物改修事業ついて調査しました。

・町道照明改良事業について調査しました。

・町道支障木対策事業について調査しました。

・公用車購入事業について調査しました。

・町道橋長寿命化修繕事業について調査しました。

・町道舗装補修事業について調査しました。

・普通河川、準用河川維持浚渫事業について調査しました。

・普通河川改修事業について調査しました。

・北檜山下水処理場外改築更新実施設計業務について調査しました。

・太櫓地区排水処理施設更新工事について調査しました。

(4)教育委員会事務局所管

・せたな町高度へき地修学旅行費補助について調査しました。

・学校給食センター整備事業について調査しました。

議会広報発行常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和4年1月27日

二、調査項目及び結果

・議会広報66号のゲラ編集をしました。

・町議会への要望に対する回答の取り扱いについて調査しました。

特別委員会

『新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会』

第13回

一、調査年月日

令和4年1月17日

二、調査項目及び結果

・住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金について調査しました。

・令和3年度国の補正予算に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について調査しました。

第14回

一、調査年月日

令和4年1月28日

二、調査項目及び結果

・新型コロナウイルス感染症に係る当町の状況について調査しました。

・新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について調査しました。

第15回

一、調査年月日

令和4年2月28日

二、調査項目及び結果

・新型コロナウイルス感染症への対応について調査しました。

第16回

一、調査年月日

令和4年4月15日

二、調査項目及び結果

・令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業（案）について調査しました。

・せたな町新型コロナワクチン接種状況について調査しました。

・新型コロナウイルス感染症に係る当町の状況について調査しました。

『医療体制・新病院建設調査特別委員会』

第8回

一、調査年月日

令和4年2月8日

二、調査項目及び結果

・新せたな町立国保病院改革プラン実施状況について調査しました。

第9回

一、調査年月日

令和4年2月28日

二、調査項目及び結果

・令和4年4月以降の診療体制について調査しました。

『せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会』

第1回

一、調査年月日

令和4年3月18日

二、調査項目及び結果

・正副委員長の互選を行い、委員長に桝田道廣委員、副委員長に道高勉委員が互選されました。

第2回

一、調査年月日

令和4年3月28日

二、調査項目及び結果

・社会福祉協議会運営事業補助金の使途について調査しました。

第3回

一、調査年月日

令和4年3月29日

二、調査項目及び結果

・社会福祉協議会運営事業補助金の使途について調査しました。

第4回

一、調査年月日

令和4年4月13日

二、調査項目及び結果

・社会福祉協議会運営事業補助金の使途について調査しました。

臨時会

◆第1回◆

令和4年1月18日開会

◎専決処分の承認ついて

・一般会計補正予算（第8号）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費の増について専決処分を行いました。

反対討論

菅原　義幸議員

町長の答弁は誠意を持って答弁したものではないと考えます。私の質問に対して、政治判断の内容を伺ったのに、悪意はないというレベルのすり替え答弁であります。それから事務方の申し入れに従ったということで、議決をうる可能性について厳密に詰めたことに対する責任回避を事務方の方にすると、これとんでもない話です。

それからとどのつまりは、議長と相談したと、議長の方にも責任丸投げです。町長としての責任も主体性もない。

24日に町民に届けること自体は誠に評価されるべきことでありますが、そのことをもって地方自治法179条1項にいう議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、に違反するのに専決処分を行うということは、これは認められないということを申し上げておきたい。

町長に最後、指摘しますが、全部自分の都合よく法律解釈して正確な政治的議論、法律的な議論になりません。これは改めていただきたいと思います。

賛成討論

平澤　等議員

国の政策である子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金であります。12月24日給付実行に向けた専決処分は、対象である子育て世帯の年末の需要に即応するための措置であり妥当と理解します。

地方自治法179条1項の議会を招集する時間的余裕がなかったことは理解できるものがあります。

今後においても、専決処分執行の際は、諸般の状況十分に勘案した上で慎重なる判断を求めます。

◎一般会計補正予算（第9号）

住民非課税世帯等に対する臨時特別給付金に要する経費の増です。

意見書

◎令和４年度の米政策に関する意見書

政府においては、現在、令和４年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金を含む米政策の見直しを行っております。

北海道の各地域は昭和４０年代から主食用米の生産調整に自ら取り組み、その地域の特色や気候に合った作物を選択し作付転換を行い、主食用米の需給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてまいりました。

今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、主食用米の需給のみならず、飼料用米や小麦、大豆、牧草等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画や地域農業振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田・酪畜経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより、離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊に繋がりかねません。

また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大に繋がり、安定的な食料供給をも脅かしかねません。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し十分かつ慎重な検討を行うよう要望する。

提出者　平澤　等　議員
賛成者　本多　浩　議員
〃　橋本　一夫　議員
〃　横山　一康　議員

賛成討論

菅原　義幸議員

現在、政府が進めている水田活用の直接支払交付金の見直し作業の内容は、①麦、大豆、飼料用作物、10アール３万５０００円の交付金を今後５年間に水張りができない農地は交付対象外とする。②収穫のみ行う牧草の単価について、現行10アール３万５０００円を１万円にする。③飼料用米など10アール１万２０００円の複数契約加算を廃止する。ただし令和２年度と３年度契約分は６０００万円に減額するという方向で進められています。

これに対し農業者からは、来年度の営農計画が立てられない。田畑輪換は水はけの関係から容易にできるものではない。交付金が縮小されれば離農者が増え、農業が崩壊しかけないなど深刻な声が出ております。

長期に渡る規模拡大とコスト削減政策の推進に加え、コロナ禍の中で農業者の自己責任による転作を強制するなどの自民党政権の農業政策を批判するとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しにあたっては、現場の声に耳を傾けることを強く求めます。

最後に、歯止めのない輸入自由化と大規模化による家族経営の切り捨てを止めて、持続可能な米生産と命、食料、農業を大事にする政治の実現を願って賛成討論とします。

※意見書については関係各大臣宛送付しています。

◆第２回◆

令和４年３月31日開会

◎せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会中間報告

せたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会より中間報告がありました。

◎一般会計補正予算（第１号）

社会福祉協議会運営事業補助金の追加による増です。

◆第３回◆

令和４年４月22日開会

◎一般会計補正予算（第２号）

令和４年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の追加による増です。

賛成討論

菅原　義幸議員

マイナンバーカード取得者に対する一人あたり５０００円分の商品券配布事業は感染症対策交付金の主旨から疑問がございます。

これらは我が町の現状に照らしてみれば、①ＰＣＲ無料検査や検査キット調達、パルスオキシメーターの確保など、直接的な感染症対策に用いるべきであります。②同様に打撃を受けている町内事業者支援策に配分することが必要であります。以上の２点を指摘し賛成討論とします。

政務活動費執行状況

交付額	1,080,000円
執行額	212,094円
執行率	19.64％

政務活動費とは、議員の調査研究に役立てるため必要な経費の一部として交付されており、本町議会議員には、一人当たり年額１２万円が交付されています。

各議員は収支報告書に１円から領収書を添付し、議長に報告しています。また、議長は各議員からの収支報告書のチェックを行い、透明性の確保に努めています。

残額が出た場合は、町に返還しています。

令和３年度は９名分、計１０８万円を交付し、６名の執行で２１２，０９４円、執行率１９．６４％でした。

（橋本一夫議員、大湯圓郷議員、平澤等議員は未執行でした。）

※吉田実議員、石原広務議員、真柄克紀議員は政務活動費の交付申請をしませんでした。

		桝田道廣	本多　浩	熊野主税	道高　勉	横山一康	菅原義幸	未執行者（３名）	合　計
交付額	政務活動費（年額）	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	360,000円	1,080,000円
執行額	調査研究費								0円
	研　修　費					21,356円			21,356円
	広報・広聴費	2,490円					117,030円		119,520円
	議員活動費								0円
	会　議　費								0円
	資料購入費	2,710円	15,400円	4,070円	46,068円		2,970円		71,218円
	事　務　費								0円
	合　　計	5,200円	15,400円	4,070円	46,068円	21,356円	120,000円	0円	212,094円
収支差引差額		114,800円	104,600円	115,930円	73,932円	98,644円	0円	360,000円	867,906円

■発行 せたな町議会 ■編集 議会広報発行常任委員会
〒049-4592 久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
☎0137-84-5111

議会の動き

◆1月◆

17日	第13回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会
	第1回議会運営委員会
18日	第1回臨時会
27日	第1回広報発行常任委員会
28日	第1回産業教育常任委員会
	第14回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会

◆2月◆

8日	第1回全員協議会
	第8回医療体制・新病院建設調査特別委員会
14日	第1回総務厚生常任委員会
18日	第2回産業教育常任委員会
25日	第2回議会運営委員会
28日	第9回医療体制・新病院建設調査特別委員会
	第15回新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会
	第1回北部桧山衛生センター組合議会定例会

◆3月◆

2日	第1回定例会（1日目）
	予算審査特別委員会（1日目）
11日	第1回定例会（2日目）
14日	予算審査特別委員会（2日目）
15日	第3回議会運営委員会
	予算審査特別委員会（3日目）
16日	予算審査特別委員会（4日目）
17日	予算審査特別委員会（5日目）
	第4回議会運営委員会
	第1回定例会（3日目）
18日	予算審査特別委員会（6日目）
	第1回定例会（4日目）
	第1回社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会
22日	第1回檜山広域行政組合議会定例会
28日	第2回社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会
29日	第3回社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会
31日	第2回臨時会

議会を傍聴しませんか

町政はあなたのために！

第2回定例会は6月に開催予定となっております

＊＊お気軽においでください＊＊

マスクの着用をお願い致します

事務局からのお願い

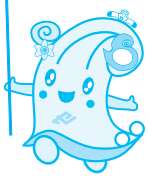

議会議長宛の案内・請願・陳情等は、議会事務局へ提出願います。

編集後記

テレビや新聞で毎日のように報道されている新型コロナウイルスやウクライナ戦争のニュース。どちらも終わりが見えず不安な毎日を過ごしていますが、その中にも改めて平和のありがたさと健康で過ごすことが出来ることに感謝と喜びを感じます。

また、例年以上に雪が多かった冬も終わり毎日の雪かきから解放され、今年も農家は豊作を願い、漁師も今年こそイカなど魚介類の大漁を、町民全てが景気の回復を願って毎日の作業に励んでいることと思います。

私たちも町民の生活に寄り添った提案が出来る議会でありたいと願い、日々努力してまいります。

（桝田）

議会広報発行常任委員会

委員長 桝田道廣
副委員長 横山一康
委員 本多浩
〃 橋本一夫
〃 大湯圓郷
〃 石原広務